

審査基準制定に関する FAQ
----------------

社団法人日本プラントメンテナンス協会  
PM 賞審査委員会事務局

- **なぜこのような基準が必要なのですか**

合否の判断に、より客観性を持った審査制度にすることに加え、単に成果が出れば良いというだけでなく、“TPM ならではの考え、活動”が確実に実施され、定着しているか否かを確認するために、最低限評価すべき項目を明確にしました。

- **いつの審査から適用されるのか**

2009 年度の審査から適用します。具体的には 2009 年 1 月からの 2009 年度 1 次審査からということになります。

- **1 次、2 次審査ともに適用されるのか**

この基準は、概況書だけでなく現場での活動や定着状況から判断される必要があります。従いまして、1 次審査、2 次審査ともに本基準を適用します。

- **上位賞においても適用されるのか**

はい、すべての賞に対して適用されます。本基準に示したすべての項目は、いつのときでも普遍のものであります。TPM の根幹をなす基本要素として、常にこれらのことが TPM 活動に組み込まれている必要があるからです。

- **今までのチェックリストとの関係は？**

従来からの審査チェックリスト（S、A、B、C 各チェックリスト）は、今までどおり使用します。しかし、チェックリストに示されている各項目の主旨や内容から最低限必要な要素を明確にしたのが、今回の“審査基準”となります。まったく別の項目を新たに設定したというわけではありません。

- **新たな審査基準だけで、審査をするということはないのか**

新たな審査基準のみで審査を行うということはありません。チェックリストと審査基準の両方を用いて審査は行われます。

- **今までのチェックリストで合格基準を満たしていても、新たな審査基準で不十分な点があった場合、不合格となるのか**

各審査項目の評価の如何によっては、質問にあるようなケースも想定されます。TPM ならではの特徴を活かした活動を取り入れていなくとも、点数での合格基準を満たす可能性があるため、このようなことを回避するために、両者を適用して運用することにします。合否の判定の際にはチェックリストで合格基準を満たすことに加え、新たな審査基準を満たすことが合格のための条件となります。

- 応募案内では、合格基準がチェックリストを用いて所定の点数以上で合格としているが、新たな合格基準が設けられたということか。応募案内の改定、案内を再度行う必要があるのではないか。

はい、そうです。今回の新たな審査基準の告知、周知につきましては、当会のホームページ、プラントエンジニア誌といった広報媒体を通じて、関係各位に広報いたします。また TPM 優秀賞審査員、TPM コンサルタント（コンサルティング団体）に対しても十分な説明を行います。

2010 年度の審査からは、応募案内の改定を行ったうえでご案内させていくようにいたします。

- 柱の設定は、チェックリストに示してある、8 本でなければいけないのですか

JIPM が提唱している 8 本柱に固執する必要はありません。事業場の固有のニーズに応じた柱を設定していただいて結構です。仮に柱の名称、数や内容が、JIPM が提唱している 8 本柱と異なっていたとしても、活動している内容がチェックリストに示されている各審査項目のいずれかにその意図が汲み取れるものであれば、問題ありません。

いずれにしる柱の設定は、TPM の特色のひとつでありますので、柱の設定は必須と考えてください。

- ステップ展開の内容は、決まりがあるのですか

ステップ展開につきましても、TPM の特色のひとつですので、その内容の如何に関わらず、ステップ展開方式を採用してください。質問にありますように、特に内容についての制約はありません。

ただし、非常に特徴的に組み立てられているステップ展開については、審査員をはじめとして第三者が容易に理解できるような配慮をお願いしたいと思います。